



## 休憩無しの長時間労働は労基法違反だ！ 頑なに非を認めない会社に抗議！ 申第18号に対する団交開催

本部は2月5日、昨年12月23日に提出した「行先地における休憩時間の確保に関する申し入れ」（『申第18号』）に対する団交を開催しました。この申し入れは、昨年9月に発生した集中豪雨により、新幹線が3時間以上も大幅に遅延したため長時間乗務となりましたが、行先地で休憩時間が与えられなかったことは、当該乗務員の健康を脅かした上、安全も阻害したことは看過できないとして申し入れたものです。当該社員は、10時59分に出勤し、23時48分まで一切休憩がなく、所定退出時刻8時3分のところ、13時45分の退出まで乗務を強いられました。

会社は、「災害時は、乗務員の休養、食事には配慮している。乗務員の繰配は適正に判断した。結果、行先地の待機となった。労基法第34条は始業後6時間を超える場合のことで、1勤務の総労働時間の総計が6時間を超えるという意味であり、労基法違反ではない。休憩時間は、どこに置くかは問わない。必要な休憩時間は付与している」趣旨の回答を行いました。

本部は、「労基法第34条で謳われている労働時間が6時間を超える場合の45分の休憩時間は、労働時間の途中に与えなければならない。今回は明らかに違反する。行先地に到着したときは、既に出勤から7時間を超えていた。この時点で休憩をしなければならない。災害時だから何をしても良いとはならない。乗務員への配慮が全く無い」と抗議しました。

この抗議に対し会社は、「2暦日（泊勤務）で（仮眠の）休憩を設けてあったので問題ない。法令に違反していない」と、開き直る態度に終始しました。また、会社は「当該乗務員に対しては苦勞をかけた」と謝意を示しましたが、現場での謝罪は拒否しました。

本部は「今回の災害時も、運用を指示する側に問題があった。本社として指導せよ。安全配慮義務に違反している」と、対立を確認し、団交を終了しました。